

土地改良事業変更計画書

大野地区 区画整理事業（県営農地中間管理機構関連農地整備事業）

第1章 目的

本地区は松江市の市街地より西へ約15km行った出雲市に接した中山間地域で、北側から流れる一級河川大野川と草野川沿いの水田地帯で、地区内を流下する一級河川大野川と草野川及びため池を水源とする水稻主体の中山間農業地帯で現在、農地利用集積は古江地域の担い手が約3割、残り7割を個人農家による営農である。地区の南には国道431号が通り、地区内には南北に貫く幹線の一般県道大野魚瀬恵曇線や市道番上上根尾魚瀬線が整備されるなど、松江市街はもとより、出雲市方面への交通の便も良い。

過去には、昭和56年度から平成3年度に県営土地改良整備事業により3反程度に区画整理されているが、農業機械の大型化や農地の集約には狭小であり、加えてほ場内道路は幅員が狭いことから大型機械化の支障となっている。用水は老朽化により安定供給に支障をきたしており、土壌は強グライ土壌やグライ土壌で地下水位も高く畑作物に適していない状況である。このような整備水準であり、地区内の農業者も高齢化が進むなか、集積・集約を進めているものの大型機械の導入ができず農作業等に多大な労力を費やしており、営農の効率化・大規模化を著しく阻害し、非効率な農業経営となっている。

以上のことから、区画の大区画化、用排水路の整備、道路条件の改善といった基盤整備事業を実施することで、今後地元において農地所有適格化法人を設立し、現況の担い手と2団体で本地区における集積・集約を進め大型農業機械の導入を可能にし、より効率的な農業を実践し、更なる生産コストの削減を行い、農地の集積・集約を進めることで、農業競争力の強化を図るものである。

第2章 地域及び地積

第1節 地域

島根県松江市大野町、上大野町

第2節 地積

【用途別面積表】

変更前

(単位：ha)

	水田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	合計
現況	59.2	0.4	—	59.6	5.8	0.5	—	65.9
計画	57.2	0.6	—	57.8	7.3	0.8	—	65.9

変更後

(単位：ha)

	水田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	合計
現況	58.0	0.2	—	58.2	6.7	0.5	—	65.4
計画	55.2	1.3	—	56.5	8.4	0.5	—	65.4

第3章 現況

第1節 気象

気候は日本海型気候の典型的特性を示し、年間降水量は約 1,490mm、平均気温は 15.9℃、降雪期間は 12月～3月である。

第2節 土地状況

1 地形、土壌

本地域は松江市の市街地より西へ約 15 kmに位置し、一級河川大野川、草野川沿いに広がる水田地帯で標高 3m～58m程度で、地形勾配 1/10～1/3000の水田地帯である。

土壌は強グライ土壌強粘土還元型及びグライ土壌強粘土構造型であり、営農上、排水性に支障がある。

2 土地利用の状況

区画は 3反程度で整備されているが、耕作道路は幅員 3m程度と非常に狭いため、営農機械の大型化及び効率化が図れず、農作業に多大な労力を要している。

第3節 水利状況

用水は、一級河川大野川及び草野川の頭首工やため池から取水した用水を開水路で地区内農地に配水している。

排水は、地区内の排水路から大野川と草野川へ排水している。

第4節 道路概況

ほ場内の耕作道路は幅員 3mと狭く、大型機械の導入及び運搬の効率化を妨げており、車両同士のすれ違いも困難である。

第5節 地域農業の概況

1 専兼業別農家戸数

地域	農 家 戸 数 (戸)					総戸数 (戸)
	専業	一種兼業	二種兼業	計	自給的農家	
松江市	393	189	1,649	2,231	2,314	4,545

(2015年農林業センサス)

2 動力農機具

現況は小型・中型機械による営農が主である。

3 主要作物作付け状況

水稻＋飼料米等の農業が行われている。

4 農業の動向

現況の農地は 3反程度であるが、営農に多大の労力を費やしており、区画整理により大区画 (1ha) を計画し、より効率的な農業を実践し、更なる生産コストの削減をおこない、農地の集積・集約を図るとともに、転作作物のタマネギ、キャベツを安定供給し、収入の安定を図る。

第6節 地域環境の概況

本地区は松江市の市街地より西へ約 15 km行った出雲市に接した中山間地域で、北側から流れる一級河川大野川と草野川沿いの水田地帯で、地区内を流下する一級河川大野川と草野川及びため池を水源とする水稻主体の中山間農業地帯である。地区の南には国道 431 号が通り、地区内には南北に貫く幹線の一般県道大野魚瀬恵曇線や市道番上上根尾魚瀬線が整備され、松江市街はもとより、出雲市方面への交通の便も良い。

第4章 一般計画

第1節 事業計画の要旨

1 要旨

本地区は松江市の市街地より西へ約15km行った出雲市に接した中山間地域で、北側から流れる一級河川大野川と草野川沿いの水田地帯で、地区内を流下する一級河川大野川と草野川及びため池を水源とする水稻主体の中山間農業地帯で現在、農地利用集積は古江地域の担い手が約3割、残り7割を個人農家による営農である。地区の南には国道431号が通り、地区内には南北に貫く幹線の一般県道大野魚瀬恵曇線や市道番上上根尾魚瀬線が整備されるなど、松江市街はもとより、出雲市方面への交通の便も良い。

過去には、昭和56年度から平成3年度に県営土地改良整備事業により3反程度に区画整理されているが、農業機械の大型化や農地の集約には狭小であり、加えてほ場内道路は幅員が狭いことから大型機械化の支障となっている。用水は老朽化により安定供給に支障をきたしており、土壌は強グライ土壌やグライ土壌で地下水位も高く畑作物に適していない状況である。このような整備水準であり、地区内の農業者も高齢化が進むなか、集積・集約を進めているものの大型機械の導入ができず農作業等に多大な労力を費やしており、営農の効率化・大規模化を著しく阻害し、非効率な農業経営となっている。

以上のことから、区画の大区画化、用排水路の整備、道路条件の改善といった基盤整備事業を実施することで、今後地元において農地所有適格化法人を設立し、現況の担い手と2団体で本地区における集積・集約を進め大型農業機械の導入を可能にし、より効率的な農業を実践し、更なる生産コストの削減を行い、農地の集積・集約を進めることで、農業競争力の強化を図るものである。

2 面積

変更前

	水田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	合計
現況	59.2	0.4	—	59.6	5.8	0.5	—	65.9
計画	57.2	0.6	—	57.8	7.3	0.8	—	65.9

変更後

	水田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	合計
現況	58.0	0.2	—	58.2	6.7	0.5	—	65.4
計画	55.2	1.3	—	56.5	8.4	0.5	—	65.4

第2節 営農計画及び土地利用計画

1 営農計画の概要

現況にある担い手と設立する農地所有適格化法人に集積・集約を進めて、効率的かつ安定的な農業経営を図る。

2 土地利用計画

変更前

	水田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	合計
現況	59.2	0.4	—	59.6	5.8	0.5	—	65.9
計画	57.2	0.6	—	57.8	7.3	0.8	—	65.9

変更後

	水田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	合計
現況	58.0	0.2	—	58.2	6.7	0.5	—	65.4
計画	55.2	1.3	—	56.5	8.4	0.5	—	65.4

第3節 農用地整備計画

1 区画整理

将来の営農形態を見据え、近年の大型農業機械にも対応できる区画とする。
標準区画は 100m×100m=1.0ha 区画を標準とする。

2 暗渠排水

(変更前)

受益地内の水田 57.2ha について汎用化のため、暗渠排水を設置する。

(変更後)

受益地内の水田 55.2ha について汎用化のため、暗渠排水を設置する。

第4節 用水計画

1 計画基準年

かんがい期有効雨量、連続干天日数とも、確率 1/10 年に最も近い平成 12 年とする。

2 水利用計画

(1) かんがい面積

(変更前) (変更後)

水田 57.2ha 55.2ha

(2) 所要水量

最大 0.2000 m³/s

(3) 用水系統

自然流下式パイプライン及び開水路により地区内農地に配水する。

(4) 水源計画

水源は、大野川や草野川の頭首工やため池から取水し、地区内へ配水する。

(5) 水路計画

(変更前)

自然流下式パイプライン及び開水路で地区内 57.2ha の水田に配水する。

(変更後)

自然流下式パイプライン及び開水路で地区内 55.2ha の水田に配水する。

第5節 排水計画

1 計画基準雨量

日雨量 1/10年確率 168.7mm/24hr

(4時間雨量4時間排除)

2 排水方式

地区内の排水は、開水路等により大野川、草野川へ排水する。

3 排水計画

(1) 排水量

流域面積 305.4ha 排水量 13.06 m³/s

(2) 排水系統

大野川、草野川へ排水する。

(3) 排水路

排水路(排水溝等)により排水を行う。

第6節 道路計画

耕作道路については幅員 3.0~5.0m で配置する。

第5章 主要工事計画

第1節 区画整理計画

1 区画整理

変更前

	面積 (ha)	標準区画
水田	57.2ha	100m×100m
畑	0.6ha	
合計	57.8ha	

変更後

	面積 (ha)	標準区画
水田	55.2ha	100m×100m
畑	1.3ha	
合計	56.5ha	

2 暗渠排水

変更前

	面積 (ha)	構造
水田	57.2ha	ポリエチレン管φ50~100mm

変更後

	面積 (ha)	構造
水田	55.2ha	ポリエチレン管φ50~100mm

3 用水路

変更前

	延長 (m)	規模 (m ³ /s)	構造
管水路	10,504	φ100~350	塩ビ管
用水路	211	BF200~350	ベンチフリューム
合計	10,715		

変更後

	延長 (m)	規模 (m ³ /s)	構造
管水路	10,166	φ100~300	塩ビ管
用水路	274	BF200~350	ベンチフリューム
合計	10,440		

4 排水路

	延長 (m)	規模 (m ³ /s)	構造
排水路	8,388	0.0248~1.5482	排水溝 大型水路 250×250~1000×1600
合計	8,388		

5 道路

変更前

	延長 (m)	幅員 (m)	構造
支線道路	4,287	5.0 (4.0)	アスファルト舗装、碎石舗装
〃	1,534	4.0 (3.0)	〃
〃	400	3.0 (2.5)	コンクリート舗装、碎石舗装
合計	6,221		

変更後

	延長 (m)	幅員 (m)	構造
支線道路	4,435	5.0 (4.0)	アスファルト舗装、碎石舗装
〃	1,090	4.0 (3.0)	〃
〃	365	3.0 (2.5)	コンクリート舗装、碎石舗装
合計	5,890		

第6章 附帯工事計画

該当なし

第7章 工事着手及び完了の予定時期

	(変更前)	(変更後)
工事着手	令和3年度	令和3年度
工事完了	令和8年度	令和13年度

第8章 環境との調和についての配慮

現在の生態系を出来るだけ崩すことがないよう整備を行う。また、工事の実施にあたっては、生息環境に極力影響が無いよう細心の注意を払って施工を行い、貴重な動植物については移植等の対応を行う。

汚濁水が河川等に流出しないように沈砂池等の設置、仮締切をして施工する等、自然環境の保全に努める。

第9章 換地計画の概要

別添のとおり

第10章 事業費の総額及び内訳

変更前

種別	事業費（円）	予算負担割合（％）			
		国費	県費	市費	その他
本工事費	1,598,000,000	62.5	27.5	10.0	—
地方事務費	79,900,000	—	100	—	—
合計	1,677,900,000	—	—	—	—

変更後

種別	事業費（円）	予算負担割合（％）			
		国費	県費	市費	その他
本工事費	2,900,000,000	62.5	27.5	10.0	—
地方事務費	145,000,000	—	100	—	—
合計	3,045,000,000	—	—	—	—

第11章 効用

(1) 総費用総便益比及び総所得償還率の総括

変更前

(単位：千円)

項目	算式	数値	備考
総費用（現在価値化）	① =②+③	1,439,656 千円	
当該事業による費用	②	1,337,396 千円	
その他費用（関連事業費+資産価額+再整備費）	③	102,260 千円	(7+1+ウ)-エ
ア：事業着工時点の資産価額		—千円	
イ：関連事業費		—千円	
ウ：予防保全費・再整備費		154,714 千円	
エ：評価期間終了時点の資産価額		52,454 千円	
年償還額	④	—千円/年	
うち機能向上分	④'	—千円/年	
年総効果（便益）額	⑤	94,661 千円/年	
現況年総農業所得額	⑥	13,656 千円/年	
年総増加農業所得額	⑦	97,096 千円/年	
評価期間（当該事業の工事期間+40年）		46年	
割引率		0.04	
総便益額（現在価値化）	⑧	1,679,787 千円	
総費用総便益比	⑨=⑧÷①	1.16	≥1.0
総所得償還率	⑩=④÷⑥×100	0%	≤20%
増加所得償還率	⑪=④'÷⑦×100	0%	≤40%

変更後

(単位：千円)

項 目	算式	数値	備考
総費用（現在価値化）	①=②+③	2,986,114 千円	
当該事業による費用	②	2,743,820 千円	
その他費用（関連事業費+資産価額+再整備費）	③	242,294 千円	(7+1+ウ)-I
ア：事業着工時点の資産価額		－千円	
イ：関連事業費		－千円	
ウ：予防保全費・再整備費		318,419 千円	
エ：評価期間終了時点の資産価額		76,125 千円	
年償還額	④	－千円/年	
うち機能向上分	④'	－千円/年	
年総効果（便益）額	⑤	151,534 千円/年	
現況年総農業所得額	⑥	15,869 千円/年	
年総増加農業所得額	⑦	154,276 千円/年	
評価期間（当該事業の工事期間+40年）		51 年	
割引率		0.04	
総便益額（現在価値化）	⑧	3,129,257 千円	
総費用総便益比	⑨=⑧÷①	1.04	≧1.0
総所得償還率	⑩=④÷⑥×100	0%	≦20%
増加所得償還率	⑪=④'÷⑦×100	0%	≦40%

(2) 年総効果額及び年増加所得額の総括

変更前

(単位：千円)

効果項目	区分	年総効果 (便益)額	年増加農業所得額		備考
				うち 機能向上分	
食料の安定供給の確保に関する効果		91,946	97,096	97,096	
	作物生産効果	6,449	11,599	11,599	
	営農経費節減効果	87,488	87,488	87,488	
	維持管理費節減効果	△1,991	△1,991	△1,991	
農業の持続的発展に関する効果		8	—	—	
	耕作放棄地防止効果	8	—	—	
農村の振興に関する効果		289	—	—	
	地積確定効果	—	—	—	
	非農用地等創設効果	289	—	—	
その他の効果		2,418	—	—	
	国産農産物安定供給効果	2,418	—	—	
合 計		94,661	97,096	97,096	

変更後

(単位：千円)

効果項目	区分	年総効果 (便益)額	年増加農業所得額		備考
				うち 機能向上分	
食料の安定供給の確保に関する効果		148,986	154,276	154,276	
	作物生産効果	6,296	11,586	11,586	
	営農経費節減効果	143,978	143,978	143,978	
	維持管理費節減効果	△1,288	△1,288	△1,288	
農業の持続的発展に関する効果		6	—	—	
	耕作放棄地防止効果	6	—	—	
農村の振興に関する効果		—	—	—	
	地積確定効果	—	—	—	
	非農用地等創設効果	—	—	—	
その他の効果		2,542	—	—	
	国産農産物安定供給効果	2,542	—	—	
合 計		151,534	154,276	154,276	

(3) 農家負担年償還額

変更前

区分	事業費 (千円)	負担率 (%)				農家負担 額 (千円)	年賦金率	農家負担 年償還額 (千円/年)
		国	県	市	農家			
事業費	1,598,000	62.5	27.5	10.0	—	—	0.06855	—
事務費	79,900	—	100.0	—	—			
計	1,677,900							

変更後

区分	事業費 (千円)	負担率 (%)				農家負担 額 (千円)	年賦金率	農家負担 年償還額 (千円/年)
		国	県	市	農家			
事業費	2,900,000	62.5	27.5	10.0	—	—	0.07870	—
事務費	145,000	—	100.0	—	—			
計	3,045,000							

第12章 関連する事業

該当なし

第13章 計画図

別添のとおり（計画平面図、標準断面図）

第14章 受益地の転用制限

本事業の施行に係る地域内にある土地につき土地改良法（以下法）第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による本事業の計画を定めた旨の公告をした日から、本事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告の日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に、事業施行地域内の農用地を自ら目的外用途に供した場合並びに目的外用途に供するため所有権等の移転等をした場合及び農地中間管理権の解除をした場合には、土地改良法第91条の2第6項の規定に基づき、特別徴収金を徴収されることがある。

換地計画の概要

第1節 換地計画を作成する上での基本的な考え方

分散している農地の集団化を行い、農業経営の合理化及び拡大が図れる様に配分計画を樹立し、農業経営の効率化を図る。

第2節 換地区の設定

1. 換地区の名称、所在、面積

(変更前)

換地区名	換地区の所在	面積 (ha)
	松江市大野町、上大野町	(65.9) 65.4

2. 換地区を設定する理由

該当なし

第3節 換地計画樹立の基本方針

1. 従前の土地の地積の基準

換地区名	地積の基準
	換地交付の基準とする従前の土地の地積は、土地改良事業計画決定の日の登記簿地積とする。 ただし、上記の日から3か月以内に測量士、測量士補又は土地家屋調査士の測量した実測図及び隣接所有者の同意書を添付して申し出があった場合には、その申し出のあった地積とする。

2. 用途別予定地積

(変更前) (単位:ha)

用途 (取得予定者)	非農用地区域外に換地する土地											非農用地区域に換地する土地								機能交換に係る土地				一般 国 公有 地	総 合 計					
	田	畑	山林・ 原野	その他	通常事業施行地域 に含める土地 (令第1条の9()書き)			計	本事業によって生ず る土地改良施設用地			創 設 農 用 地	合 計	特定用途用地			異 種 目 換 地	創設非農用地					合 計			国	県	市 町 村	合 計	
					土地 改良 施設	そ の 他	小 計		改 良 区	そ の 他	計			宅 地	そ の 他	計		農 業 経 営 合 理 化 施 設 用 地	必 生 活 上 の 施 設 用 地	公 用 ・ 公 共 用 地 施 設	宅 地 等	計								
																														計
換地区名	前後																													
全体	従前の土地	(59.2) 58.0	(0.4) 0.2			2.0		2.0	(59.6) 60.2	(0.5) -		(0.5) -		(60.1) 60.2	0.1	0.4	0.5										(5.3) 4.7	(5.3) 4.7		(65.9) 65.4
	換地	(57.2) 55.2	(0.6) 1.3			2.0		2.0	(57.8) 58.5	(0.9) 0.7		(0.9) 0.7		(58.7) 59.2	0.1	0.4	0.5		(0.3) -					(0.3) -	(0.8) 0.5			(6.4) 5.7	(6.4) 5.7	
合計	従前の土地	(59.2) 58.0	(0.4) 0.2			2.0		2.0	(59.6) 60.2	(0.5) -		(0.5) -		(60.1) 60.2	0.1	0.4	0.5										(5.3) 4.7	(5.3) 4.7		(65.9) 65.4
	換地	(57.2) 55.2	(0.6) 1.3			2.0		2.0	(57.8) 58.5	(0.9) 0.7		(0.9) 0.7		(58.7) 59.2	0.1	0.4	0.5		(0.3) -					(0.3) -	0.8 0.5			(6.4) 5.7	(6.4) 5.7	

3. 農用地集団化の方針

区分 換地区名	地帯別、グループ別 団地の設定	個人別の換地の方法		
		位置の選択方法	1戸当り目標団地数	区画畦畔の取扱い
	<p>地目別、作物別集団化 水田の中に混在する畑は、工事後に残す畑の希望面積をとりまとめ、従前に畑が最も多くあった位置にまとめて換地する。</p>	<p>換地は、各人の従前の土地が最も密集した位置を中心に定める。</p>	<p>各農家の農地は、できるだけ大規模に集団化するものとし、1戸当たりの団地数は、おおむね1団地から2団地を目標とする。</p>	<p>(固定畦畔) ア 換地は、原則として標準区画（おおむね1区画1ha以上）を単位に交付するが、換地すべき面積が標準区画に交付して余る場合又は標準区画に不足する場合は標準区画を分割して交付する。 イ 標準区画の分割は原則として長辺に沿って分割する。 ウ 分割後の区画は道路に必ず接するうに配慮する。</p>

4. 非農用地の換地方法

変更前

区分 換地区名	用途	非農用地区域の位置の概要	面積 (ha)	換地の手法	換地取得予定者	最終取得者
	営農共同施設	計画平面図A	0.27	不換地及び特別減歩見合いの創設換地	松江市土地改良区	営農組織
	資材置き場	計画平面図B	0.38	特定用途用地	従前地所有者	従前地所有者
	宅地	計画平面図C	0.09	特定用途用地	従前地所有者	従前地所有者
	防火水槽	計画平面図D	0.01	特定用途用地	松江市土地改良区	松江市土地改良区

変更後

区分 換地区名	用途	非農用地区域の位置の概要	面積 (ha)	換地の手法	換地取得予定者	最終取得者
	資材置き場	計画平面図B	0.38	特定用途用地	従前地所有者	従前地所有者
	宅地	計画平面図C	0.09	特定用途用地	従前地所有者	従前地所有者
	防火水槽	計画平面図D	0.01	特定用途用地	松江市土地改良区	松江市土地改良区

第4節 土地の評価及び清算の方法

1. 評価の方法
標準地比準方式
土地評価基準の評価項目及び項目毎の配点は換地委員会において作成し、総会の議決後、換地委員が
一筆毎に評価採点を行う。
2. 清算の方法
増価額比例地積清算方式
清算の方法としては、事業により生じた増価額を従前地積に応じて比例配分した額を換地交付基準額とし、
これと換地の評価額とを比例清算する。

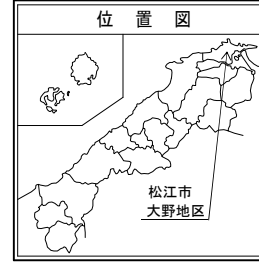
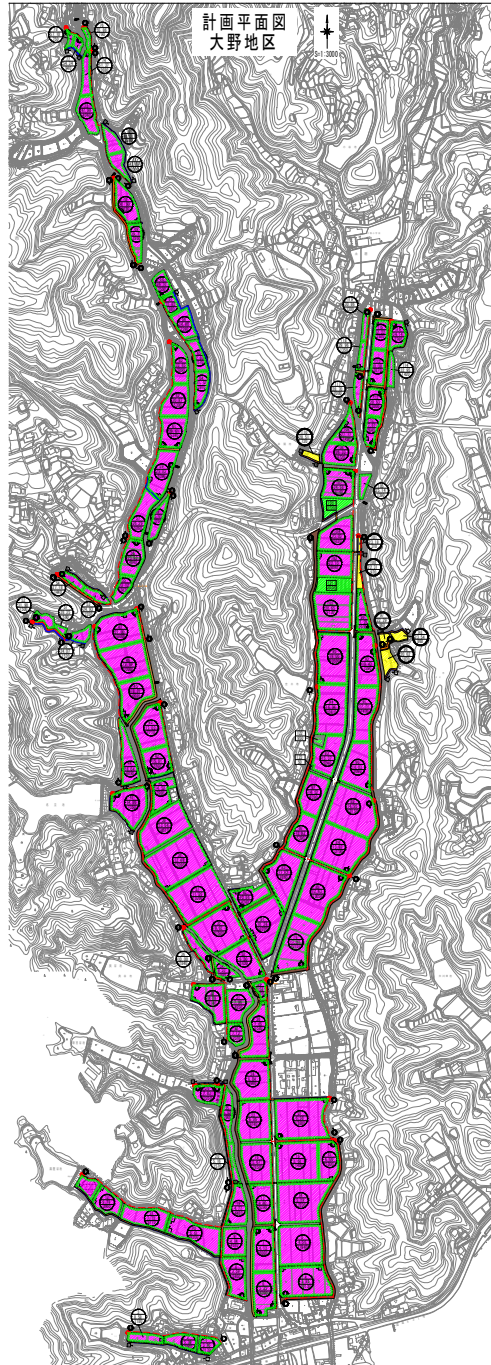
第5節 換地計画樹立の年度計画

区分 換地区名	一時利用地の 指定予定年度	換地計画の認可 決定予定年度	(変更前) 換地処分 予定年度	備考
	(令和7年度) 令和4年～令和12年度	(令和8年) 令和13年	(令和8年) 令和13年	

第6節 換地処分の時期に関する特則

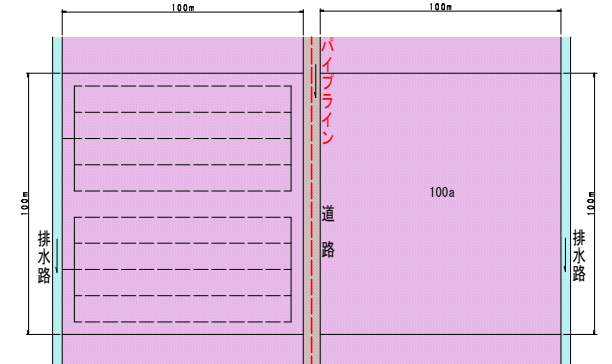
換地区の全部について区画整理工事が完了し、確定測量が行われたときは、土地改良法第89条の2第10項により
準用する第54条第2項本文規定ただし書きに基づき、換地処分を行うことができる。

計画一般平面図



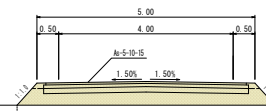
凡 例	
	上段: 田区番号
	中断: 標 高
	下段: 田区面積
	田
	畑 非農用地
	暗渠排水
	道路(3m)
	道路(4m)
	道路(5m)
	用水路
	管用水路
	排水路
	用排水路
	既設用水路
	既設排水路
	パイプライン 取水工

標準区画割図

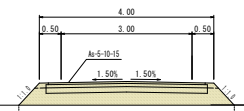


標準構造図

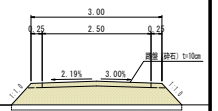
支線道路 A
(AS舗装)



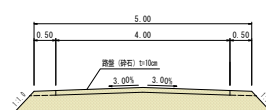
支線道路 B
(AS舗装)



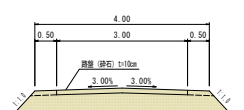
支線道路 C
(砕石)



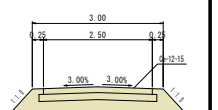
支線道路 A
(砕石)



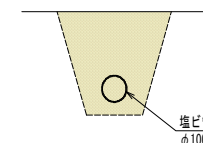
支線道路 B
(砕石)



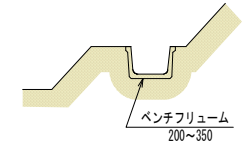
支線道路 C
(Con舗装)



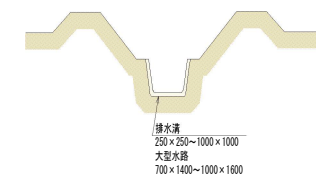
管用水路



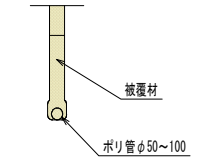
用水路



排水路

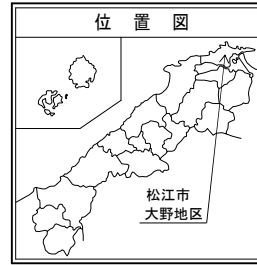
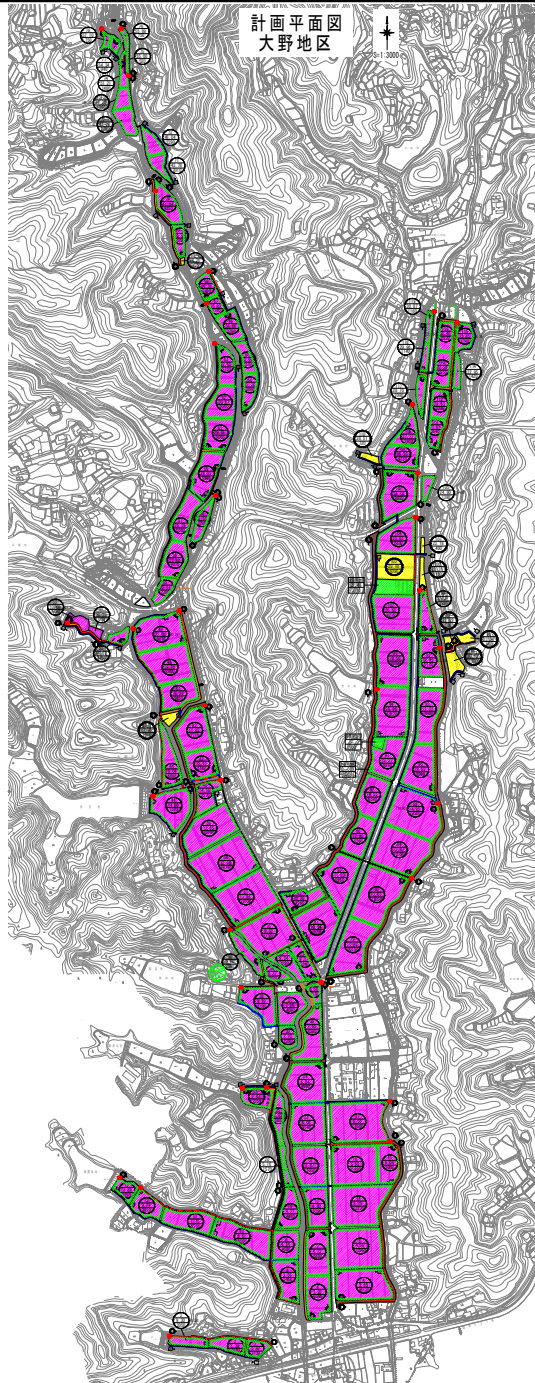


暗渠排水

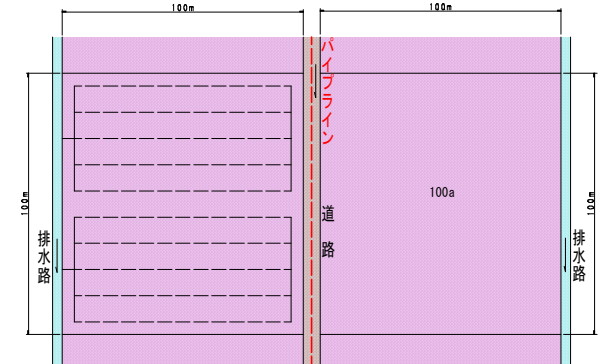


計画一般平面図

凡 例	
	上段: 田区番号 中斷: 標 高 下段: 田区面積
	田
	畑
	非農用地
	暗渠排水
	道路(3m)
	道路(4m)
	道路(5m)
	用水路
	管用水路
	排水路
	用排水路
	既設用水路
	既設排水路
	パイプライン 取水工

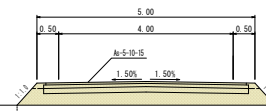


標準区画割図

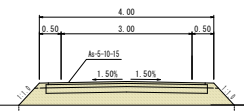


標準構造図

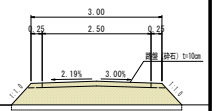
支線道路 A
(AS舗装)



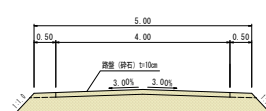
支線道路 B
(AS舗装)



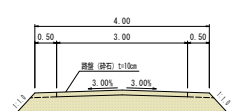
支線道路 C
(砕石)



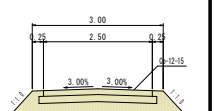
支線道路 A
(砕石)



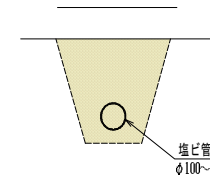
支線道路 B
(砕石)



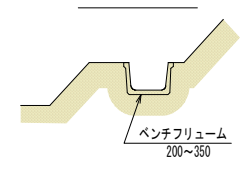
支線道路 C
(Con舗装)



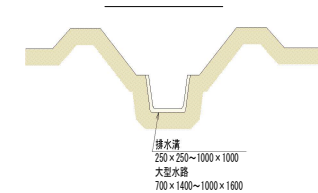
管用水路



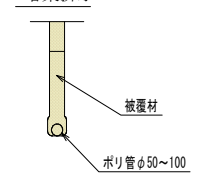
用水路



排水路



暗渠排水



非農用地設定位置図

【変更後】

